

り災証明書の発行について

1. り災証明書とは

「り災証明書」は、町が申出により住家の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです。

住家とは、実際に居住に用いられている建物のことをいいます。

2. 建物の被害区分（内閣府の指針による区分）

被害区分	被害の状況
全壊	<ul style="list-style-type: none">建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が70%以上建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が50%以上
大規模半壊	<ul style="list-style-type: none">建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が50%以上70%未満建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が40%以上50%未満
半壊	<ul style="list-style-type: none">建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が20%以上50%未満建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が20%以上40%未満
一部破損	<ul style="list-style-type: none">建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が20%未満建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が20%未満

3. 被害状況調査の申請

- 蔵王町役場総務課に申請書を提出された方に被害状況調査を行います。
- 被害がある方は、役場総務課・各出張所から申請用紙をお持ちいただき、必要事項をご記入の上、役場総務課に提出してください。
なお、代理人が申請する場合は、委任状も合わせて提出をお願いいたします。
- 申請者は、身分のわかる物（運転免許証・保険証等）と印鑑を必ずお持ちください。

4. 申請受付期間

平成23年 3月25日（金）から当分の間

5. 被害状況調査の実施時期

平成23年 4月上旬から随時調査に入ります。

裏面もお読みください。

6. ^{りさい}り災証明書の発行時期・場所等

発行時期：平成23年 4月中頃の発行を予定しています。詳しくは、調査をした後にお渡しする調査済証に記載しますのでそちらを確認願います。

交付場所：蔵王町役場

注 意：桃色のり災調査済証、身分証明書（運転免許証、健康保険者証等）を持参のうえり災証明書の交付を受けてください。
なお、水色のり災調査済証ではり災証明書は発行されません。

7. ^{ひさい}被災証明書について

住家以外の被害については被災証明書が発行されます。

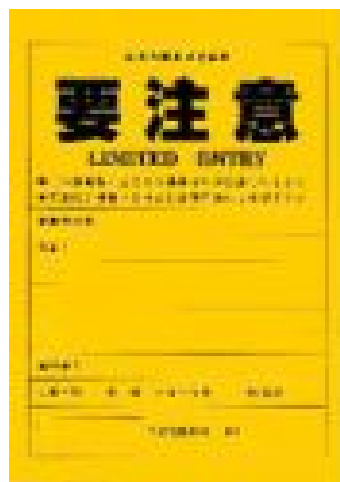
被災証明書とは、地震災害の事項を証明する書類で、役場総務課で発行いたします。

8. ご注意

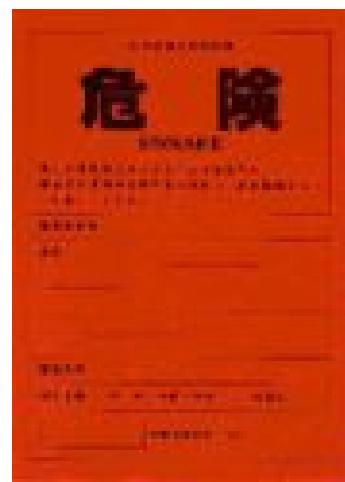
- ・り災証明に伴う被害状況調査前に家屋を修繕された方は、被害状況のわかる被害写真をできるだけ多く記録するとともに、領収書（明細書を含む）を大切に保管してください。
- ・り災証明に伴う被害状況調査は、応急危険度判定（建築士が建物の危険度を判定するために行ったもの）とは異なる調査であり、判定も異なります。



(緑色)



(黄色)



(赤色)

問い合わせ先：蔵王町総務課

電話 0224 - 33 - 2211